

# 列車指定券関係

## ② 京阪プレミアムカークラブ会員規約

2017. 8. 1 制定  
2018. 2. 20 改定  
2018. 3. 23 改定  
2018. 4. 27 改定  
2018. 9. 15 改定  
2019. 10. 1 改定  
2020. 3. 16 改定  
2021. 1. 31 改定  
2022. 3. 18 改定  
2022. 5. 27 改定  
2023. 4. 1 改定  
2023. 5. 25 改定  
2023. 9. 26 改定  
2024. 12. 6 改定

### (適用範囲)

**第1条** 本規約は、京阪電気鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供する、「京阪プレミアムカークラブの会員」を対象とするサービス（以下、「本サービス」という。）の加入条件および利用条件を定めるものとする。なお、本規約に定めていない事項については、当社の旅客営業規則等に定めるところによる。

### (会員サービス)

**第2条** 会員は、当社が提供するインターネット環境を利用して、あらかじめ登録したクレジットカードでの決済により、「ネットプレミアムカー券」及び「ネットライナー券」（以下、総称して「ネット列車指定券」という。）の購入、または、保有する「京阪プレミアムカークラブポイント」（以下「ポイント」と言う。）での決済により「ポイントプレミアムカー券」および「ポイントライナー券」（以下、総称して「ポイント列車指定券」という。）の購入ができる。

なお、本サービスにてネット列車指定券を購入し、当該列車を利用した会員にポイントを付与し、そのポイントによる特典の提供をする。

## 列車指定券関係

### (用語の定義)

第3条 この規約において用いる用語の意味は、次のとおりとする。

用語	定義
本サービス	「京阪プレミアムカークラブの会員」を対象とするサービス。
会員	本規約を承認のうえ、インターネット環境を通じて京阪プレミアムカークラブの入会申し込みを行い、当社が入会を認めた旅客のことをいう。
京阪プレミアムカークラブ ポイント	京阪プレミアムカークラブ web ページ(以下専用 web ページという)においてネット列車指定券を購入した金額に応じて還元されるポイントをいう。
列車指定券	プレミアムカー券、ネットプレミアムカー券、ポイントプレミアムカー券、ライナー券、ネットライナー券、ポイントライナー券の総称のことをいう。
ネット列車指定券	ネットプレミアムカー券およびネットライナー券の総称のことをいう。
ポイント列車指定券	ポイントプレミアムカー券およびポイントライナー券の総称のことをいう。
発行替	ネット列車指定券およびポイント列車指定券を列車指定券発売駅において購入列車単位で列車指定券に発行替することをいう。
スマートフォン等	インターネットに対応しており、専用 web ページに正常に接続することが出来るスマートフォン・タブレット等の情報端末のことをいう。
専用 web ページ	ネット列車指定券を購入するための web ページのことをいう。

## 列車指定券関係

用語	定義
ログイン	専用 web ページのログイン画面にて、メールアドレス、パスワードを入力して、メニュー画面を表示させることをいう。
アカウント	会員が京阪プレミアムカークラブを利用する際に必要な個人認証情報のことを行う。

### (会員登録)

**第4条** 本サービスを利用する場合は本規約に同意の上、当社が定める会員登録手続きを行う。

- 2 会員登録の手続きについては、次のとおりとする。
  - (1) 専用 web ページから、メールアドレスを入力する。
  - (2) 会員登録用として入力したメールアドレスに URL を添付のうえ送信する。同時に、お客様情報を仮登録状態として保存する。
  - (3) メールアドレスに添付された URL よりアクセスし、必要事項等の入力手続き処理を終え当社が承認した時点で本会員登録が完了する。
- 3 本会員登録をしていない仮登録状態のお客さま情報は、仮登録後 24 時間経過後に消去するものとし、以後の登録については再度前項の手続きを要する。

### (会員の責任)

**第5条** 本サービスの利用に当たり、会員は、メールアドレスとパスワードの管理及び使用について全ての責任を負う。会員は自ら行った行為およびメールアドレスとパスワードによりなされた一切の行為およびそれらの結果について、自らの行為の有無、過失の有無を問わず、その責任を負う。また、会員が本サービスの利用に当たり、他の会員または会員以外の第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において解決するものとする。

2 会員が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は被った全ての損害の賠償を当該会員に請求し、当該会員はこれに応じるものとする。

### (届出事項の変更)

**第6条** 会員は当社に届け出たメールアドレス、パスワード、氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、よく利用する乗車区間、クレジットカードに関する情報等について変更が生じた場合は、すみ

## 列車指定券関係

---

やかに所定の手続きにより当社に届け出るものとする。

- 2 会員による会員データの変更不備、あるいは誤りが原因で、サービス利用上の支障が生じた場合、当社は一切責任を負わない。

### (退会)

**第7条** 会員は自己の都合により退会するときは、専用 web ページで所定の手続きを行う。退会した時点で、累積されたポイントは失効する。ただし、以下のケースに該当する場合、又は登録したクレジットカードの種類または利用状況によっては、専用 web ページ上で退会手続ができない場合がある。（この場合は、京阪プレミアムカード専用ダイヤル TEL：06-6945-0897 に連絡するものとする。）

- (1) 払いもどしが完了していないネット列車指定券、ポイント列車指定券がある場合  
(2) 有効なネット列車指定券、ポイント列車指定券がある場合  
(3) その他、専用 web ページで所定の手続きができなかつた場合

### (会員資格の有効期限)

**第8条** 最終ログイン日から起算して 1 年間ログインがない場合は、当サービス利用の意思がないものとみなし、事前通知のうえ会員登録を抹消し、当該会員は退会したものとして取扱う。なお、退会と同時に累積されたポイントは失効する。

### (会員資格の喪失)

**第9条** 当社は前条の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げるいずれかの事由が生じた時は、事前に会員に通知することなく会員登録を抹消し、当該会員は、退会したものとして扱うことがある。なお、退会と同時に累積されたポイントは失効する。

- (1) 本規約に違反した場合  
(2) 登録した会員情報の内容に虚偽等があった場合  
(3) 会員情報等を不正に使用した場合  
(4) 正当な理由なく複数のアカウントを作成または使用した場合  
(5) 反社会的勢力に該当した場合  
(6) その他、会員の本サービス利用状況が当社もしくは、当社の利害関係者に対して損害(機会損失を含む)を及ぼす恐れがあるなど、当社が好ましくないと判断した場合

## 列車指定券関係

---

(7) 住所、電話番号、メールアドレス等の変更により、連絡が取れなくなった場合

### (取扱い時間)

- 第10条** 本サービスに関する取扱い時間は、午前5時から午前1時までとする。(午前1時～午前5時の間はメンテナンスのため、購入できない。)
- 2 サーバーのメンテナンス、アクセスの輻輳、通信事業者の通信設備の異常、天災等により本サービスを一時停止することがある。
- 3 取扱時間は、サービス変更やダイヤ改正等の理由により、一時的に変更する場合がある。

### (ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入)

- 第11条** 会員はスマートフォン等から、ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入ができる。
- 2 ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入は、当該列車の乗車日14日前の午前10時から、乗車駅の時刻表に表示された発車時刻1分前までとする。
- 3 ネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入できる列車は5列車まで、かつ1列車あたり4席までとする。購入時と同一の条件で、追加後の合計座席数が4席までであれば追加して購入できる。
- 4 購入手続中においても締切時間になると、購入できないことがある。
- 5 希望の乗車区間において空席が無い場合は、購入できない。
- 6 購入が完了した場合、登録されたメールアドレスへ通知する。なお、購入完了・変更完了メールは、ネット列車指定券またはポイント列車指定券とみなさない。

### (料金の決済)

- 第12条** 本サービスによる料金の決済は、登録したクレジットカードまたはポイントによる引き落としとする。
- 2 購入の際、登録したクレジットカードが、有効期限経過、解約、通信不良等により利用できない場合は、ネット列車指定券の購入はできない。
- 3 会員は、本サービスの利用に関連してカード会社との間または第三者の間で紛争が生じた場合、自己の費用と責任において解決するものとし、当社に何らかの被害を与えないものとする。また、当社はかかる紛争に関連または起因して会員に生じた損害につき、いかなる責任も負わない。

## 列車指定券関係

---

- 4 会員とカード会社との紛争に関連または起因して当社が損害を被った場合、当社は、かかる損害の賠償を会員に請求することができる。
- 5 当社は次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、会員に事前に通知することなく、クレジットカード情報の登録を抹消し、またはクレジットカードの利用を一時的に中止することができる。
  - (1) 会員または当社が、登録クレジットカードの発行会社より、当該クレジットカードについて無効扱いの通知を受けたとき。
  - (2) 会員または当社が登録クレジットカードの発行会社より、当該クレジットカードについて不正使用の通知を受けた場合。
  - (3) その他、登録クレジットカードの使用が当社または第三者の権利を侵害する可能性があると当社が判断した場合。
- 6 蓄積されたポイントが購入金額に満たない場合は、ポイント列車指定券の購入はできない。
- 7 領収書は発行しないため、利用の記録は専用 web ページで確認するものとする。

### (クレジットカード)

- 第13条** 会員は、クレジットカードによる支払いを利用する場合、予めクレジットカード番号等を登録する。
- 2 当社は、登録と同時にクレジットカード会社へ信用照会を行う。
  - 3 利用できるクレジットカードは、VISA、Mastercard、JCB、Diners Club、American Express のブランドを搭載したカードをいう。なお、分割払いは利用できない。

### (契約の成立時期及び適用規定)

- 第14条** 本サービスによる運送等の契約は、会員自らがスマートフォン等の操作により手続きをし、当社システムが座席番号等の確定後、購入情報を会員に返信したとき（払いもどしの場合も同じ条件とする。）に成立する。
- 2 ただし、会員が、ネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入後、購入列車単位で列車指定券に発行替したときは、発行替した時点で当社の旅客営業規則等に定める「列車指定券」と同様の取扱いとなる。
  - 3 前項の規定によって契約が成立したとき以降の取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定によるものとする。

## 列車指定券関係

---

(プレミアムカーまたはライナー列車への乗車)

- 第15条 会員はネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入後にプレミアムカーまたはライナー列車へ乗車する際は、必ずネット列車指定券、ポイント列車指定券を表示できるスマートフォン等を携行するものとする。
- 2 会員は、当社係員の請求があるときはスマートフォン等により専用webページに接続し座席番号等の購入情報を表示するものとする。
- スマートフォン等の故障、充電切れ等により購入情報の確認ができない場合は、当該列車に乗車することはできない。
- 3 会員がグループの代表者としてネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入した場合、グループの代表者以外の旅客は、代表者と一緒に乗車するものとする。

(ネット列車指定券、ポイント列車指定券の列車変更)

- 第16条 本サービスにより購入したネット列車指定券、ポイント列車指定券の列車変更は、購入列車毎の扱いで、変更する列車に空席がある場合に取扱う。この場合、購入座席数・決済方法等の変更はできない。
- 2 前項によりネット列車指定券を変更する場合でプレミアムカー料金またはライナー料金に差異が生じるときは、登録クレジットカードで收受または払いもどしを行う。
- 3 第1項によりポイント列車指定券を変更する場合で、プレミアムカー料金またはライナー料金に差異が生じ、払いもどしが発生する場合は翌日に差額ポイントを払いもどす。支払いが発生する場合は累積されたポイントから差額ポイントを收受する。この場合、累積ポイント数が差額に満たない場合は列車変更できない。
- 4 ネット列車指定券、ポイント列車指定券の変更は、乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻1分前まで、かつ変更しようとする列車の時刻表に表示された発車時刻の1分前までの取扱いとする。
- 5 会員は、購入した列車の発車後、車内で乗車区間を変更する場合は、アテンダントに申し出るものとする。この場合で列車指定券の料金に差異が生じる場合は、不足額があるときは現金で收受し、過剰額があるときは払いもどしをしない。
- ポイント列車指定券は購入した列車の発車後、車内で乗車区間を変更することはできない。また、購入した区間以外を利用した場合は、別途所定の列車指定料金を支払う。
- 6 ネット列車指定券、ポイント列車指定券の列車変更は2回を上限とする。
- 7 ネット列車指定券、ポイント列車指定券を列車変更した場合は、列車変

## 列車指定券関係

---

更が完了した旨を、登録されたメールアドレスへ通知する。

### (ネット列車指定券、ポイント列車指定券の追加購入)

- 第17条** 会員は、本サービスにより購入したネット列車指定券、ポイント列車指定券と同一の条件で、追加後の合計座席数が4席までであれば追加して購入できる。
- 2 会員が前項によりネット列車指定券、ポイント列車指定券の追加購入を行う場合、追加分の料金は、それぞれの決済方法により収受する。
  - 3 追加購入の取扱いは、購入済みの列車の時刻表に表示された乗車駅発車時刻1分前までとする。
  - 4 当社はネット列車指定券、ポイント列車指定券を追加購入した場合は、追加購入が完了した旨を登録されたメールアドレスへ通知する。

### (ネット列車指定券、ポイント列車指定券の発行替)

- 第18条** 会員は列車指定券発売駅において専用の発行替申込用紙に記入し、ネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入列車単位で列車指定券に1回に限り発行替ができる。ただし、発行替ができるのは、購入後から乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻3分前までとする。
- 2 ネット列車指定券またはポイント列車指定券を列車指定券発売駅で列車指定券に発行替した場合は、ネット列車指定券またはポイント列車指定券は効力を失う。
  - 3 発行替した列車指定券の取扱いは、本規約ではなく当社の旅客営業規則等に定めるところによる。ただし、ポイント列車指定券から発行替した列車指定券については、会員都合による払いもどしおよび一切の変更はできない。

### (ネット列車指定券、ポイント列車指定券料金の取消と払いもどし)

- 第19条** 会員は、本サービスにより購入したネット列車指定券が不要になった場合、購入済の列車の時刻表に表示された乗車駅発車時刻1分前までであれば、スマートフォン等の操作により購入列車単位で払いもどしができる。払いもどし金額は当該ネット列車指定券の決済方法により払いもどす。払いもどしをする場合の手数料は、1列車につき160円とする。
- 2 ポイント列車指定券は、不要になった場合等、会員都合による払いもどしができない。
  - 3 購入した列車が事故等により運休となった場合は、ネット列車指定券、ポイント列車指定券の料金全額を自動的に当該指定券の決済方法により払いもどす。この場合、払いもどしに数日程度かかることがある。
  - 4 当社は前項により払いもどしをした場合、会員に対しその旨を登録され

## 列車指定券関係

たメールアドレスへ通知する。

### (車内での係員の確認)

**第20条** 車内におけるネット列車指定券、ポイント列車指定券確認のため、当該指定券を購入し乗車した会員に、当社係員が氏名、生年月日、電話番号等を尋ねる場合がある。

### (利用状況)

**第21条** ネット列車指定券、ポイント列車指定券購入等の利用状況は、専用webページで確認できる。

### (ポイントの付与)

**第22条** 会員が列車指定券を購入した1回あたりの金額に対し、次項の計算方法によりポイントを付与する。このポイントは会員が購入したネット列車指定券で列車に乗車後、翌月2日に付与する。ただし、以下のものはポイント付与対象外とする。

(1) 購入後、払いもどし（運休等による払いもどしも含む）したネット列車指定券の購入金額

(2) 購入後、購入列車単位で列車指定券に発行替したネット列車指定券の購入金額

(3) その他当社が別に定めるもの

2 付与するポイント数は、前項の購入金額に下表の付与率を乗じて計算する。計算後、ポイント数に1ポイント未満の端数が出た場合は、これを四捨五入する。

列車番号			
	0 6 0 0 番台から 0 9 0 0 番台の各列車	1 0 0 0 番台から 1 4 0 0 番台の各列車	1 5 0 0 番台から 2 3 0 0 番台の各列車
平日ダイヤ	1 %	10 %	1 %
土休日ダイヤ			

※「平日ダイヤ」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12月31日、1月2日、3日)およびこれらの他「平日ダイヤ」以外で列車を運行する日を除く日とする。

3 当社は別に条件を定め、これを満たした会員に追加ポイントを付与する場合がある。

4 付与したポイントは、列車指定料金を1円当たり1ポイントに換算したポイント数でポイント列車指定券と引換える。

5 ポイントは、会員のID番号ごとに付与、累積、管理およびポイント列車指定券との交換を行う。異なる会員のID番号に付与されたポイントは、共

## 列車指定券関係

---

有、合算することはできない。

6 付与したポイント数は、会員本人が自ら操作してwebページで確認することができる。

7 付与したポイントの換金、売買、譲渡は一切できない。

### (ポイントの累積と有効期限)

**第23条** ポイントの有効期限は、最終ポイント変動日（付与または使用）の翌月から起算して1年間とする。会員は、有効期限を経過したポイントについて、その一切の権利を失う。

2 新たに付与したポイントは、それまでに付与した有効なポイントと合算して累積する。

3 ポイントの累積は50,000ポイントを上限とし、これを超えてのポイント累積はできない。

### (個人情報の利用目的)

**第24条** 当社は以下の利用目的のため、会員から個人情報を収集する。

- (1) 会員への商品・サービスの提供とそれらに附帯する諸対応
- (2) 当社、京阪グループ各社及び提携企業等の新商品、サービス、イベントや公募（キャンペーン）等に関する情報案内、宣伝物・印刷物の送付
- (3) 問い合わせ、請求のあった資料や情報、商品、サービスの提供
- (4) 会員からのご意見、要望などに基づくサービスの改善、新商品の開発
- (5) 経営分析の基礎データとしての活用、統計情報の作成
- (6) 記名式乗車券類の利用にあたって、本人であることの確認
- (7) 拾得物や不測の事態における連絡、事務手続き
- (8) 会員からの問い合わせや苦情、紛争解決に関する連絡や対応
- (9) ポイントと第三者が発行する各種ポイントの相互交換手続き

### (個人情報の取扱い)

**第25条** 当社は、会員登録または本サービスを利用する過程において知り得た会員の個人情報に関して、会員の同意なく、当社及び当社が機密保持契約を結んだ協力会社以外に会員の個人情報を開示することは原則として行わない。但し、以下のケースにおいて個人情報を開示する場合がある。

(1) 会員が、個人情報の開示に同意している場合

(2) 官公庁、またはこれらに準じた権限を有する機関から会員情報の開示を求められた場合

2 個人情報の管理については、当社の個人情報保護方針のとおりとする。

### (会員情報の京阪グループ内利用の同意)

**第26条** 会員は、当社及び京阪グループ各社が業務上必要な範囲で、本サー

## 列車指定券関係

---

ビスによる会員の属性情報を利用すること及び情報を利用し会員に対しダイレクトメール等の送付、案内のための電話等を行うことに同意するものとする。

### (ダイレクトメールの活用)

**第27条** 前条に定めるダイレクトメールについては、あらかじめ会員から同意が得られている場合に限り、新商品、サービス、イベントや公募（キャンペーン）等に関連する情報を提供する。

### (本サービスにかかる通信費用)

**第28条** 本サービスの利用にかかるスマートフォン等の通信費用等については、会員の負担とする。

### (本サービスの中止、中断、変更)

**第29条** 当社は、以下の場合、本サービスの運営を会員に通知することなく中止、中断、変更することがある。

- (1) 本サービスのシステムの保守を定期的に、または緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 通信業者およびプロバイダーの回線障害、システム障害等により本サービスの提供が困難な場合
- (4) その他本サービスの運営上、中止及び一時的な中断、変更が必要と判断した場合

### (禁止事項)

**第30条** 会員は列車指定券チケットレスサービスの利用にあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 犯罪行為または犯罪に結びつく行為。
- (2) 事実に反する情報を登録もしくは送信する行為、または情報を改ざんもしくは消去する行為。
- (3) 列車指定券チケットレスサービスの設備の運営を妨げる行為。
- (4) クレジットカード会社と会員との間の契約に違反して登録クレジットカードを利用する行為。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (6) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (7) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。

## 列車指定券関係

---

(8) その他当社が不適切であると判断した行為。

### (インターネット環境)

**第31条** 当社は専用 web ページ画面が当社所定の仕様に従って適切に表示されることを前提とし、列車指定券面の表示不良その他会員のスマートフォン等の設定環境に起因する不具合により生じた会員の損害に関して一切補償しない。

- 2 会員がスマートフォン等からアクセスする時に使用するブラウザについて、本サービスでは会員情報保護の目的で一部ページに暗号化機能を盛り込んでいるため、画面が正常に表示されない場合は、ブラウザのセキュリティー設定（SSL）の確認が必要となる。設定は会員の環境毎に異なり、本項についての詳細は、会員が加入しているプロバイダーに問い合わせるものとする。なお、ブラウザは、パソコンについては Edge、スマートフォン等については Android/Chrome、iPhone/Safari の使用を推奨する。なお、使用するブラウザが TLS1.2 以上での通信に対応していることならびに Cross-Origin Resource Sharing に対応していることを要件とする。
- 3 会員が利用するスマートフォン等の種類、OS、またはアクセス環境によっては、本サービスを利用できない場合がある。
- 4 当社に起因しない通信環境の不具合により生じた会員の損害については、当社は一切の補償をしない。

### (システムの障害)

**第32条** 会員が、本サービスのために利用している通信事業者及びプロバイダーの回線障害、システム障害等が起因した損害等については、当社は一切責任を負わない。

- 2 当社のシステム障害等により、本サービスを利用できない場合における会員の不利益等について、当社は一切責任を負わない。

### (規約の変更)

**第33条** 本規約のサービス内容は、予告なく変更、改訂または廃止することができる。当社は、必要に応じて本規約の改正または変更を行う事ができ、その効力はすべての会員に及ぶものとする。なお、改正または変更を行う場合は、当社が適当と判断する方法で全員に通知および web ページへの掲載を行う。

### (当社の免責事項)

**第34条** 当社は会員等が送信した情報が当社のシステムに到着するかどうか、

## 列車指定券関係

および当社に到着した情報が利用者の送信した情報と同一内容であるかについては、一切の責任を負わない。

- 2 本サービスの提供に関し、遅滞、変更、中止、中断、アクセス制限および廃止並びにその他本サービスに関連して発生した会員等又は第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、当社は一切の責任を負わない。
- 3 本サービスの利用に関して、会員同士若しくは会員と第三者との間に生じた紛争は自己の責任において解決するものとし、当社は当該紛争に関して一切の責任を負わない。

### (準拠法)

**第35条** 本契約には日本法が適用される。

### (協議解決)

**第36条** 本サービスに関連して、会員と当社との間で紛争が生じた場合には、会員と当社において誠意をもって協議し解決するものとする。

- 2 協議しても解決しない場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

### (反社会的勢力の排除)

**第37条** 会員は、自己が暴力団その他の反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力と関係していないこと、および反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとする。

### (有効期間)

**第38条** 本規約は、2024年12月6日より効力を有する。

## 附 則

### 〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。